

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 8)

1 日 時 令和5年7月26日(水)
午前10時00分 開会
午前11時13分 閉会

2 場 所 第5委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	出 口 成 信
委 員	松 尾 和 也		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

環 境 局 長	柴 田 泰 平	グリーン成長推進部長	園 順 一
環境イノベーション支援課長	正 野 謙 一	環境国際部長	有 馬 孝 徳
事業化支援担当課長	火 箱 貴 文	環境監視部長	作 花 哲 朗
環境監視課長	江 藤 優 子	産業廃棄物対策課長	村 上 慈
循環社会推進部長	檜木野 裕	施 設 課 長	堤 雄 治
処分場整備担当課長	政 徳 克 志		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 崎 千 里	委員会担当係長	中 島 智 幸
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進について	7月12日に行った現地視察について、委員間で意見交換を行った。
2	北九州市の大気・水質等の現況（令和4年度測定）	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。
3	響灘東地区処分場整備事業の計画変更（完成延期）に伴う響灘西地区廃棄物処分場の延命について	

8 会議の経過

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、所管事務の調査を行った後、環境局から2件報告を受けます。

初めに、所管事務の調査を行います。

SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進についてを議題とします。

7月12日に所管事務調査の一環として行いました、株式会社アステック入江の現地視察について、委員間で意見交換を行います。本日の意見交換の内容については、所管事務調査の委員会報告書の中で反映させていきたいと考えています。環境政策の推進に向けて、視察で感じた課題や改善策などについて発言をお願いいたします。なお、執行部に対する質問は必要な範囲でお願いします。

それでは、意見や提案などありませんか。何かございませんか。松尾委員。

○委員（松尾和也君）大変すばらしい事業を見させていただいて、本市としてはその技術をしっかりやっていただきたいなと思うんですけど、委員のどなたからか忘れましたが、バッジをお願いされたらいいんじゃないかという意見を出されていたと思います。僕は、すばらしいアイデアだなと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ありがとうございます。本田委員。

○委員（本田忠弘君）感想なんですけど、都市鉱山というんですかね、ああいう形で金とかレアメタルみたいなのを取り出すのは、若松に日本磁力選鉱もあるんですけど、日本磁力選鉱とアステック入江さんの違いというのは何かといたら、日本磁力選鉱は、まず破碎してしまって、それから貴金属を取り出すらしいんですけど、アステック入江さんは、プリント基板から部品を外して、それをAIで識別して部品ごとに分けて、さらに貴金属を取り出すということになっております。私は、アステック入江さんのほうが技術者としては非常に面白いというか、好きなんですけど、コスト的な面での評価がどうなってるか

というのが分からなかったもので、その辺が分かればなお面白かったけど、聞くことできんからですね。日本磁力選鉱さんと比べて取り出し費用はどのぐらいになりますかって聞けないでしょ。そこら辺が分かれば一番よかったですけど。今後、環境局でもし分かるようなことがあれば、教えていただければありがたいです。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 都市鉱山ということで金を抽出しているんですけど、抽出するときに塩化鉄、何やったのですかね、あれは、そのときに使う。その環境に与える影響とか、処分とか、どういうふうにされているのかなというふうなところは、ちょっと気になる所です。

○委員長（富士川厚子君） 質問ですか。感想でいいですか。

○委員（出口成信君） そうそう、感想で。感想でいいです。

○委員長（富士川厚子君） ありがとうございます。どうぞ、田仲委員。

○委員（田仲常郎君） 僕も、金のあれを取った分でバッジをしてもらったらいいなと思っております、せっかくやから。河田副委員長の腕の見せどころなのでね。金をメッキにしていたらなと思います。

○委員長（富士川厚子君） ありがとうございます。森本委員。

○委員（森本由美君） 環境的な視点じゃなくて企業的な視点、産業経済になっちゃうからちょっと違うかなと思って言っていないんですけど、企業が持続して事業をしていただくこともSDGsの一つかなと思っていて、環境的な観点でどう提言していいかが私ははっきり言って分かりません。やっていることはいいことだと思いますけど、今後の会社のビジョンで、例えばSDGsに即して今後どうしていくのか。今はこれで成功していると思うんですけど、今後のSDGsとか環境的な視点として、市はどういったことを支援していきたいとか今回のことで学んだかっていう。このことだけを、ただ行ってよかったねじゃなくって、ほかの会社に向けてどうっていうのが結局委員会の提言としては必要だと思うので、そこを深掘りしないといけないかなと思っています。そこをどうなのか教えていただきたい。

あと、本当に100%自立してやっているということで、採算的には、この事業がすごくもっているのかということも、収益的にどうなのかなということも関心があったんですけども、そういったところはいかがなんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 事業化支援担当課長。

○事業化支援担当課長 委員の皆様にご視察いただいた廃電子基板からレアメタルを回収する都市鉱山リサイクルの技術でございますが、電子機器等の需要の高まり等でレアメタルの確保が非常に困難になっているという状況を踏まえ、今後ますますニーズが高まってくるものと考えております。今、委員から御意見をいただきましたけれども、持続

可能なビジネスにしていくというのもとても大事だと思っていますので、ニーズが高まれば、その分、企業さんにとっても持続可能なビジネスになっていくのではないかと考えております。市としても、環境国際ビジネスを推進する中で現地のニーズ調査とか案件形成活動、あるいは国際会議等、様々な機会を通じまして企業の技術や製品をPRさせていただきまして、企業の海外展開を支援させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）もう一点。こういうふうな事業を成功させるプロセスでは、市が何か関わりというのはあったんですかね。独自でされているのを、成功して、それを広めるお手伝いをしているということなんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）環境イノベーション支援課長。

○環境イノベーション支援課長 今の委員の御質問にお答えいたします。

アステック入江さんが今のプロセスを開発されるに当たって、当然、自社の努力があるんですけども、それに対して市はいろんな支援をやっております。私どもは、代表的なものとして環境未来技術開発助成という事業がございます。こういったものに関しまして、アステック入江さんの先進的な技術を開発するのを支援したということがございます。プラス、当然、市だけのお金だけじゃできないところもございます。それは、国の補助金ですとか、そういったものをアステック入江さんは取っておられます。そういったものの獲得にも市が支援をしたというところでございます。

あと、先ほど委員から御質問を受けました収益に関してどうなのかという点に関してなんですけども、レアメタルだとかそういったものの価格が上がっているという話があります。例えば、金ですとか、そういったものも5年とか前に比べると倍以上に上がっていたりとかというような形であります。ただ、そうすると、それに含まれる基板ですとか、そういったものの価格も一方では上がってくるということになります。リサイクル企業に関しましては、入り口の調達の問題と出口のところの問題、この間のところでうまく収益を取っていくということになってきますので、そういった意味で、エネルギーですとかレアメタルの経済安全保障みたいな、こういった話の中でこういった事業が重要になってくるというところではあるんですけども、収益的にどうかというところに関しましては、入り口の調達の問題と併せて考えていく必要があると考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。ちなみに、アステック入江さんのような会社は全国的に見ると結構あるんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）環境イノベーション支援課長。

○環境イノベーション支援課長 統計的な数字は持ち合わせてはおりません。ですけれど

も、日本でも、都市鉱山というような言葉が出てからそれこそ10年近くたっていると思います。そういう意味で、アステック入江さんもある意味、事業の将来性ですとか、そういったものを見込んで事業参入してこられた側ということでもございますから、全国に競合というか、そういったものは当然あると思いますし、今後も、基板ですとかそういったもの、日本から発生する基板の量にも一定の限りがあるものですから、そういったものの中の奪い合いということは出てこようかと思っております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）これは、違うと言われたら否定していただいても結構なんですけど、私、外国人の友人が来て、車で熊本から阿蘇を通過して由布院に行ったときに、菊池でしたかね、たくさん建物が、半導体の会社ができるどころ、多分近くを見たような気がするんですけど、半導体を作る会社と都市鉱山、こういうアステック入江さんみたいな会社というのは何か連携してできるんですかね。全然関係ないのか、それだけ、すいません、最後に教えていただければと思います。

○委員長（富士川厚子君）環境局長。

○環境局長 基板の中にはもちろん半導体が入っていますんで、関係ないってことはないんですけど、ただ、アステック入江さんとか日本磁力選鉱さんは使用済みのパソコンとかそういうものから集めてきますので、直接的には関係ないんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君）河田委員。

○委員（河田圭一郎君）私は視察には行っていませんが、アステック入江さんとはちょっと親しくさせてもらっています。それで、今、アステック入江さんに、アフリカから中古機械を3,000万円で輸出をしてくれというふうな話が来ております。これについては、今、環境局の環境国際戦略課、ここが大変御尽力をいただいております、うまくいくようにというふうなことで、アステック入江さんも環境国際戦略課さんも努力をされているということを御報告させていただきます。

○委員長（富士川厚子君）私もいいですか。副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（河田圭一郎君）富士川委員。

○委員（富士川厚子君）私も視察に行かせていただいて、あのように入江さんが取れたりとか、世界体操とかの金メダルもあそこで作っているというのも、そのとき知っていたのかもしれないけど、全然覚えていなかったというか。実際、重かったし、さっき松尾委員とか田仲委員も言われていましたけど、議員のバッジということも言われていました。帰りのバ

スでも何人かでそんな話をしていましたけど、議員のバッジも4年に1回しか作る機会がないから、市役所の職員のバッジはゴールドじゃないけど、地元のそういうエコな何か技術を使って市の職員バッジも、リサイクルじゃないけど、そういう方向性も新しいんじゃないかなとかも思いましたし、SDGsのバッジもすごく立派なのを頂きましたし、こういうのも何かまた市と協力して、市の技術も市民の皆様とかいろんな方に知っていただける、また、私たちが発信のツールになると思いますので、使っていただけたらと思いますし、また、使わせていただきたいなと思います。ありがとうございました。以上です。

○副委員長（河田圭一郎君） 委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（富士川厚子君） では、ほかになれば、以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き退室を願います。

（執行部入退室）

次に、環境局から、北九州市の大気・水質等の現況、及び響灘東地区処分場整備事業の計画変更に伴う響灘西地区の廃棄物処分場の延命についての以上2件について、一括して報告を受けます。環境監視課長。

○環境監視課長 それでは、お手元の資料を使いまして、北九州市の大気・水質等の現況について報告いたします。

環境局では、大気や水質、騒音など身の回りの状況を把握しまして、環境基準と比較して客観的な評価を行うために、継続的に環境モニタリングを行っております。今回は、令和4年度に実施しました結果について、お手元の資料に沿って説明いたします。

では、1ページ目を御覧ください。冒頭の四角囲みは、令和4年度の環境の現況を全般的にまとめたものです。その結果は、光化学オキシダントなど環境基準に適合しない項目が一部ありましたが、前年度と比べて大きな変化はなく、おおむね環境基準に適合した良好な状態でありました。この環境基準ですが、これは環境基本法第16条で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定されました、いわゆる目標値のことです。

続きまして、1番の大気汚染について説明いたします。

行末の四角囲みは、参考となる図表の番号を示しております。大気汚染の状況は、ページ下部の図1、大気常時監視測定局位置図に丸や三角で示しました17の測定局におきまして、二酸化硫黄やPM2.5などの6つの項目を24時間連続的に監視しております。また、4つの測定局におきましてベンゼンなどの有害大気汚染物質4項目を月に1回、定期的に測定しております。5つの測定局においてアスベストも測定しております。

令和4年度の状況ですが、光化学オキシダントを除きまして環境基準に適合しており、環境基準が設定されていないアスベストにつきましても例年どおりの結果であることを確

認しました。光化学オキシダントの評価方法は、1時間の平均値が環境基準を超えることが年間に1度でもあった場合は不適合とすることとされておりまして、全国的にもほとんどの測定局が不適合となっております。昨年度は、大陸や他地域からの影響や日射量、風速などの気象条件などが重なりまして、各測定局におきまして年間40から80日程度、環境基準を超過した日がありましたため、不適合と判断されたものです。一方で、注意報を発令し、屋外活動を控えるなどの対応が必要な高濃度の状況になることはありませんでした。

資料の5ページに環境基準とその評価方法をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、資料の6ページをお開きください。資料の6ページ、ページ下段の図3です。大気汚染状況の経年変化を御覧ください。これは、年間の全市平均をプロットしたグラフです。光化学オキシダントは、バツ印を黒線で結んだものとなっております。左側の縦軸の0.06という数字が環境基準のレベルを示しておりまして、年間を通じて見ますと基準よりも低いレベルとなっております。また、光化学オキシダント以外の項目は、いずれも右肩下がりの減少傾向が続いております。

資料の8ページをお開きください。降下ばいじんについては、環境基準はございませんが、体感的な環境の状況の指標として、昭和42年度以降、継続的に測定を行っております。令和4年度は、前年度と比べてやや増加はしているものの、長期的に見ますと横ばいの傾向が続いております。

それでは、資料の2ページにお戻りください。資料の2ページです。続きまして、2の水質汚濁について説明いたします。

本市では、河川や海域、湖沼の水質を定期的に測定しております。測定地点は、図2の地図中の丸や四角で示しました地点です。測定項目は、汚染の汚濁指標ですとか人の健康影響に着目した健康項目、また、富栄養化の指標である窒素、リンなどとなっております。

令和4年度の結果は、河川の河口付近で測定したフッ素、ホウ素を除き、いずれの項目も環境基準に適合しておりました。河口付近は海水の影響を大きく受けるため、フッ素及びホウ素の環境基準に適合しなかったものです。

では、3ページを御覧ください。3ページの(4)地下水についてです。地下水については、環境基準点がありませんので、市民が利用している井戸のうち毎年10か所を選んで測定を行っております。令和4年度は、1つの井戸で、土壌の影響によるものと思われるヒ素の基準不適合を確認しました。このような場合には、井戸の持ち主へ結果を報告するとともに飲用しないようにお伝えするとともに、また、汚染状況について調査を継続しております。

水質汚濁につきましては、資料の9ページから12ページにまとめてございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、3番の騒音・振動について説明いたします。

本市では、自動車、新幹線、航空機について騒音、振動を測定しております。

初めに、自動車騒音について報告いたします。自動車騒音は、市内の幹線道路約500キロ、これを228区間としまして5年計画で測定し、道路からの距離ですとか遮蔽物となる周辺建物の配置などを考慮して、環境基準適合範囲に含まれる住居の戸数により評価を行っています。その結果、昼夜ともに環境基準に適合したのは94.7%でした。測定結果につきましては、道路管理者へ通知するとともに、道路環境の整備や補修などの騒音低減対策を依頼しているところです。

次に、(2)番、新幹線騒音・振動について報告します。新幹線の走行に伴います騒音及び振動の状況は、市内5地区の19地点で測定を行っております。その結果、騒音は令和3年度より1地点多い15の地点で環境基準に適合し、振動は10地点全てにおきまして、緊急対策を必要とする指針値に適合しておりました。近年は、鉄道事業者による防音壁の設置や車両の改善などの対策が進み、苦情はほとんど発生しておりませんが、鉄道事業者に測定結果を通知しまして、より一層の低減対策を求めていくこととしております。

次に、(3)番、航空機騒音の状況です。本市では、航空自衛隊芦屋基地の航空機騒音を対象として、市内12地点で測定を行っております。その結果、全ての地点で環境基準に適合しました。一方で、航空機騒音については瞬間的で大きいことから、依然として苦情が寄せられることがあります。その対応につきましては、直ちに芦屋基地へ伝達しているところでございます。また、このような状況を踏まえまして、毎年、防衛省に対して、住宅防音工事助成及びNHK受信料補助の区域拡大を、また、環境省に対しまして、局所的に発生する短時間の騒音を考慮した環境基準の見直し、これを要望しているところです。今年につきましても、7月13日に両省を訪問しまして要望を行ったところです。

騒音、振動につきましては、資料の13ページから18ページにまとめてございます。後ほど御参照ください。

続きまして、4ページを御覧ください。4番のダイオキシン類について説明いたします。

初めに、一般環境につきましては、大気、水質、底質、土壌、地下水のダイオキシン類を測定しております。令和4年度は全て環境基準に適合しております。

次に、発生源の状況ですが、ダイオキシン類対策特別措置法におきましては、事業者に対して年1回以上の自主測定と、その結果の市への報告を義務づけております。排出ガスについては、対象となる40施設のうち、廃棄物焼却炉1施設が排出基準に適合していないことが判明したために、直ちに施設の稼働を停止し、原因調査と改善対策の実施を指導いたしました。その結果、施設自体には大きな問題はないものの、稼働状況の管理が一時的に不十分となっていたことが判明しましたので、事業者により改善対策が取られたところです。改善後の自主測定では環境基準に適合したことも確認しております。また、排水に

つきましては、対象となる5つの排水口のいずれも排出基準に適合していたことを確認しました。

また、市の一般廃棄物焼却炉の排出ガスや焼却灰、ばいじん、排水処理汚泥につきましても、基準値を大きく下回る濃度レベルであることを確認しております。

ダイオキシン類につきましては、資料の19ページから25ページにまとめております。後ほど御参照ください。

最後に、まとめです。令和4年度の本市の環境の状況は前年度と同程度であり、環境基準におおむね適合しておりました。今後とも、環境モニタリングを通じて市内の環境の状況をきめ細やかに把握し、その結果につきましては、ホームページやそのほかの機会を捉まえて広く市民の皆様へ情報提供してまいります。また、発生源に対する監視、指導を計画的に進め、良好な環境を維持できるように努めてまいります。さらに、光化学オキシダントなど環境基準に適合しなかった項目につきましては、国の調査研究などを注視いたしまして知見の集積に努め、引き続き市民の快適な生活環境づくりに努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） 施設課長。

○施設課長 現在、港湾空港局が次期処分場となる響灘東地区処分場を若松区響町に整備していますが、事業費の増額に伴って事業期間が延長された結果、完成が遅れることになりました。これに伴い、環境局が運営、管理する現行の響灘西地区廃棄物処分場を延命する必要が生じたため、御報告いたします。

初めに、1、本市の処分場整備の考え方について御説明いたします。

本市の廃棄物処分場については、陸域に確保することが困難であることから、これまで、しゅんせつ土砂の処分場と併せ、海域に整備してまいりました。2ページ上段の別紙1を御覧ください。現在は、響灘西地区の現行処分場の赤いエリアで廃棄物を処分していますが、並行して、響灘東地区において次期処分場を整備しています。

1ページにお戻りください。次に、2、次期処分場整備事業の計画変更案です。

まず、(1)事業費の増額です。変更後の詳細な事業費や事業期間につきましては、今後実施予定の公共事業再評価の中で決定されるものであり、現在、事業費等について精査を行っている段階ですが、平成30年度に行った公共事業再評価時に255億円としておりました総事業費については、およそ5割程度の増額となる見込みです。

増額の主な要因ですが、まず、①物価の高騰が挙げられます。2ページ下段の別紙2を御覧ください。主要資材価格及び労務費の推移をお示ししています。廃棄物埋立護岸において大きなウエートを占める石材、生コン、鋼材の資材価格及び労務費につきまして、前回公共事業再評価を行った平成30年度を100としたところ、令和5年度には116から142と大幅な単価上昇となっています。これは、令和4年2月のロシアのウクライナ侵攻などに端

を発生した急激な物価上昇等によるもので、石材や鋼材を多量に使用する処分場の護岸工事に大きな影響を与えています。

1 ページにお戻りください。2 の(1)の②廃棄物処分場における遮水工の補強対策が必要になったことが挙げられます。3 ページ上段の別紙3を御覧ください。廃棄物処分場は、投入される廃棄物による汚れた水が外海に漏れ出さないための遮水工が必要となります。整備中の処分場は、二重の鋼矢板を海底に打ち込む遮水工法を採用しています。遮水工事は令和4年度から行っていますが、令和3年度の実施設計において、風や波による矢板の傾きやたわみを防止するため、補強工法を追加することになったものです。

1 ページにお戻りください。2 の(1)の③その他の風浪対策などが挙げられます。これは、平成30年度以降の護岸工事において、冬場の風や波による被災を防ぐ目的で、護岸の先端部分に波浪対策として波消しブロックを設置したことなどによるものです。

次に、(2)事業期間の延長につきまして御説明いたします。変更前の事業期間は、廃棄物処分場の護岸整備を令和8年度までに、土砂処分場の護岸整備を令和9年度までに行い、事業完了とする予定でした。しかしながら、今回の事業費増額に伴い、変更後はいずれも令和13年度まで延長する見込みとなっています。

次に、3、現行処分場の延命について御説明いたします。

現状としまして、現行処分場では、市に処理責任がある焼却工場の焼却灰などの一般廃棄物のほか、処理の余力をもって市内中小企業が排出した産業廃棄物なども受入れしています。こちらの処分場は、平成10年10月に供用開始した後、当初は平成16年3月までに埋立てを終える計画でした。その後、家庭ごみの減量や各種リサイクルの促進により、今日まで埋立期間を延ばしてきましたが、令和8年度末には満杯となる見込みです。

このため、(2)課題にお示ししたとおり、現行処分場が満杯となった令和9年度から次期処分場が完成する令和13年度までの5年間、現行処分場を延命しなければなりません。そこで、(3)に掲げた延命対策を講じることといたします。

まず、市に処理責任がある一般廃棄物は今後も受入れを継続します。一方、排出者自身に処理責任がある産業廃棄物については、令和6年度から現行処分場での受入れを制限しなければ、一般廃棄物の処理ができずに市民生活に影響が生じます。このため、産業廃棄物について受入れを制限し、民間の処分場で埋め立てることを考えています。本市では、一般廃棄物処理の余力で市内の中小企業が排出する産業廃棄物を受け入れてきましたが、その余力がなくなることから、市としても苦渋の選択ではありますが、今回の措置となります。なお、搬入者に対しては、説明会やチラシにより処分場の現状への理解をいただきながら、産業廃棄物の受入れ制限をお知らせしてまいります。特に、過去の搬入量が多い事業者に対しては個別に訪問して説明するなど、丁寧に対応してまいります。

3 ページ下段の別紙4をお開きください。延命対策のイメージ図です。図の左側が現状

のペースで埋立てした場合で、令和8年度末頃に満杯となり、次期処分場が完成する令和13年度末には約86万トン超過します。そこで、右図のように、グラフの黄色い部分の産業廃棄物の受入れを令和6年度から制限することにより、令和13年度末まで延命するものとなります。以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 大気、水質の現況なんですけれども、一番最初にありました光化学オキシダント、光化学スモッグですかね、これ、よく言われる。不適合となった理由が分かれば教えてください。

次に、降下ばいじんなんですけれども、団地の人とかに、国道199号線沿いの人とかに聞いて、ばいじんの影響はないことはないんだけど、以前と比べてそれほど強くないということも言われているんですけど、本市のホームページにはばいじんの法的規制はないと書かれていますけれども、環境省のばいじん排出基準というのがありますけれども、それはどういうものなのか。これで規制ができないのかとか、そういうことを教えてください。

そして、付け加えなんですけど、線路脇なんですけど、線路脇の住宅から列車の風圧で巻き上がる砂ぼこりに対しての苦情が入ったんですけど、それに対してどういう認識があるのか教えてください。

次に、地下水、不適合の箇所は載っていたんですかね、これ。環境基準の内容と不適合の理由が分かれば教えてください。

騒音ですね。自動車の騒音に関しては、騒音低減対策に向けた協力を依頼されていると書かれているんですけど、この依頼の内容を具体的に、また、道路環境の改善計画というのも教えてください。

あと、新幹線なんですけど、緊急対策が必要な指針値のレベルというのはどういうものなのか、具体的に教えていただけたらと思います。

あと、航空機の騒音なんですけれども、基準に適合しているけれども苦情は寄せられているということです。以前、家族団らんの時間を避けるように要望を出しているということでしたけれども、それを避けている状況というものが分かれば教えてください。

それと、環境基準の見直しを要望しているということをおっしゃっていましたがけれども、この見直しの見込み、現状を教えてください。

それから、廃棄物処分場の延命についてなんですけれども、西地区の廃棄物処分場は延命のために、一般廃棄物はそのまま継続で、産業廃棄物を制限すると。そういうことなんですけれども、制限されて、業者への影響。また、現在の何割ぐらい、産業廃棄物の受入れの制限を求めていくのか。あと、個別訪問で丁寧な対応というのは、どのようなことをされ

るのか教えてください。いっぱいありますけど、以上です。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 大気、水質等の現況に関する質問についてお答えしたいと思います。

まず、初めにお問合せいただきました光化学オキシダント、これの環境基準に適合しなかった理由ですけれども、光化学オキシダントにつきましては、光化学オキシダントが高くなりやすい理由の一つとして、日射が強く、気温が高く、また、汚染物質が拡散しにくい風が弱いときというような条件が重なったときということが一つ言われております。こういった状況になりやすい、特に春の暖かい時期などに濃度が高くなりやすく、昨年では年間に40日から80日ほど光化学オキシダントが環境基準を上回る濃度になったということがございました。

続きまして、降下ばいじんの法的な規制につきましてですが、降下ばいじんにつきましては、これは従前から環境基準というものは設けられておりません。質問にありましたばいじんの排出規制ですけれども、これは環境中に関する基準ではありませんで、工場や事業場などから排出される排ガス中に含まれるちり、このちりなどを総称してばいじんと呼んでおりますけれども、そういった排出ガスに対する規制に関する基準のことを指しております。ですので、環境中の指標とは異なるものです。

続きまして、線路脇の風圧による粉じんの巻き上げなんですけれども、これにつきましては、まだ私どものほうで苦情という形では相談をいただいておりますので、また詳しくお話を聞かせていただきながら対応したいと思いますけれども、巻き上げにつきましては列車に限らず、自動車などによる巻き上げもござります。ですので、こういったことにつきましては状況を確認させていただきながら苦情者の方への対応をしていきたいと考えております。

続きまして、地下水の基準超過についてです。これにつきましては、お手元の資料の中の12ページに表10で調査結果を示しているところなんですけれども、表の中で、物質の横が大きく分けて6列になっておりますが、3つのグループに分かれております。概況調査の中で毎年の調査結果を報告しております、この中で令和4年度に基準超過したものはヒ素が超過しております。ヒ素と申しますのが少なからず土壌中にも含まれるものでして、今回のケースでは土壌由来の汚染と考えております。

続きまして、自動車騒音に関する改善の要求なんですけれども、音というのが、舗装の仕方によっても騒音の発生が異なってくるということが分かっておりますので、定期的な補修、こういったことを要求しております。

新幹線騒音の指針値のレベルについてです。これは、基準とはされておられませんけれども、目安となる数値として示されているものでして、これを超えるような場合には振動が起きないような対策を取っていただくように線路管理者に対しての申入れを行うこととな

っております。

また、航空機騒音の家族団らんの時間帯を避ける、これについての要望なんですけれども、これにつきましては、事情については分かりましたということで毎回話をさせていただいているところなんですけれども、直ちに改善をするというような回答までには至っておりませんが、本市としましては粘り強く要求を続けてまいりたいと思っております。

あと、環境基準の見直しについてです。こちらにつきましても環境省に申入れを行っているところですが、直ちに改善するという回答には至っておりませんが、こちらにつきましても粘り強く要望を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 施設課長。

○施設課長 響灘西地区の延命の件で、産業廃棄物の受入れ制限に伴う搬入者の影響及び、どの程度の制限を考えているのかということに対するお答えをいたします。

まず、来年度から産業廃棄物の受入れを制限するんですが、産業廃棄物については排出者の処理責任というものがございしますが、受入れ制限をした後は、民間の処分場、それから、産業廃棄物の種類によってはリサイクル可能なものもございしますので、民間の処分場やリサイクル業者等の紹介をいたしまして、来年の受入れ制限について丁寧に各社さんに説明をしていこうかと思っております。

それから、何割制限を求めるかということに対してなんですが、今のところ、搬入者に大きな負担増とならないように、現在、激変緩和策については検討中でございます。具体的にまとまりましたら、また御報告いたしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 先ほどの新幹線の騒音なんですけど、緊急対策が必要な指針値のレベルというのを具体的に分かりやすく教えてもらえませんか。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 新幹線鉄道の振動に係る指針値なんですけれども、これは数字で申しますと70デシベルとなっております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。航空機の騒音なんですけど、明確な回答は得られていないということなんですけど、基準値に適合している地域で苦情が寄せられていると。それで、急に飛んでくるジェット機なもんですから、急に大きな騒音で、長い時間で、12秒間か何かで測定して、それで判断するとかということになっているんですけど、急に起きた急激な音というのが耐えられないという状況で、特に朝の食事とか昼食とか夕食とか、そういうときに飛ばれるというのはちょっと、それを避けてくれという要望なんですけれども、今後も引き続き粘り強く、そして、環境基準の見直しも粘り強く、強く要望していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）産業廃棄物対策課長。

○産業廃棄物対策課長 各社への説明を、具体的にどのように行うかという御質問がございました。現在、西地区の処分場に搬入企業77社、その他企業がございます。これらの企業につきまして、特に排出量の多い企業を重点的に、当方で個別に御説明に訪問して、本市の状況について御理解を得ていただこうと思っております。また、その際に、ではほかの処分場に、どこに搬入すればいいかとか、あとは、例えば再生利用とかを行うことによって最終処分に回さなくてもいいような方法がないかとか、そういった御相談にも真摯に対応させていただきながら、一緒に各社さんと検討して考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）産業廃棄物のリサイクルとかが進まないといけないんですけれども、経営に影響が、激変緩和も言われていますけれども、そういうところを考慮して丁寧に対応していただきたいと思えます。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございせんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君）まず、水質の件ですけど、私、小倉南区なんで、小倉南区に特化した部分でお尋ねしますが、せんだっても議会のときに我が会派の渡辺議員からも、いろいろ予算特別委員会とかでも話をしたときに、周防灘の空港がある辺りが、今、河川からの泥が流れて、砂が流れて、そこで本当はいいんやけど、せきができたりして、河川に。どうしても土砂も流れんで、要は海岸がヘドロ化してきていると。それによって、昔は波が打ったところは潮が引いて、見えるぐらいに砂浜があったんやけど、そういうおかげで、これ生物多様性の部分にもつながるんですけど、昔はアサリとかシャコとかいろんなものが採れたのが、どんどん貝とかも採れなくなってきたと。これはやっぱり今後、今、環境局としてもこうやって、生物多様性の部分でSDGsの観点からも今後の課題にはなるんですけど、ちょうどこれ、今、観測地というのが水質の部分が3か所、S1か何とかがあったけど、空港に近い、外の海に近いところで河川の辺りで取ったときってというのはどうなのかなと。水質とかというのは変わりがあるのか。その辺が疑問に思ったんで、教えていただければいいかなと思ひまして。

○委員長（富士川厚子君）環境監視課長。

○環境監視課長 お尋ねのありました曾根干潟、干潟域につきましては環境測定の直接的な対象とはなっておりません、今御説明いただきましたとおり、少し沖側に出た部分で海域の調査を、また、河川におきましては河口に近いところで水質調査、底質調査というのを続けております。環境につきましては、ずっと環境基準にも適合した状態が続いておりまして、良好な状況が続いているという認識でおります。以上です。

○委員長（富士川厚子君）吉村委員。

○委員（吉村太志君） 観測対象になっている、なっていないとか、そんなこと僕聞きようわけじゃなく、実際に地元からも、ヘドロ化してきとうけんどうなんやろかとかもあるから、ただ言われたことで水質を測っていますよという話じゃなく、これから、さっき言ったように生物多様性とか、今から環境をしっかりと、私たちが先代から引き継いだものを自然な形に戻していきましょうねということやから、そういうことも頭に入れながら、観測、言われとうけんしていませんよとかそんなことじゃなく、これからの北九州の自然を残すという意味で、そういったものも今後課題としてやっていっていただきたいなという意味で少し質問させていただきましたので、その点、すいませんが、今後また頑張っていたいで、また、さっきの生物多様性とか環境を、北九州の町を未来にしっかりとつなげていく、そういう思いでやっていただけたら非常にありがたいなと思います。

それと、最後にこれは要望です。響灘西地区、先ほど出口委員も最後に質問がありました。そしてまた、答弁も課長が、私も、ここの部分の静脈産業である産業廃棄物の業者さんが今まで本市のため、社会の循環型として頑張っていたでいます。そういった部分の声をしっかりと聞いていただき、地域社会の産廃の流れがストップするような話ではなく、役所もしっかり親身になって相談に乗っていただき、いい提案を逆にしていただきたいなと思います。先ほど、僕はちょっと安心したのは、課長が、これからはしっかりと、こういうふうに企業の皆さんが頑張っている部分をしっかりと理解していますのでと答弁していただいたから、私も少し安心はしました。ここはまたしっかりと、例えば福岡県産業資源循環協会、ここが産廃業者さんの加盟もたくさんありますので、そういった声をしっかりと聞いて、その声を反映できるようにしていただきたいと思いますので、ここは強く要望させていただきます。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございますか。本田委員。

○委員（本田忠弘君） 私から、大気、水質等の現況について1点、降下ばいじんの件でお聞きしたいんですけど、降下ばいじんは、主たる原因といいますか、どういうものが降下ばいじんとしてカウントされているのか教えていただきたいんです。例えば、大陸由来の黄砂なんかも降下ばいじんとしてカウントされるのかどうか、そこら辺を教えていただきたいのが一点です。

それから、処分場関係で2点お尋ねしたいんですけど、今皆さんが言っておられますように、西地区処分場ですかね、ここは民間のいわゆる産廃を全く受け入れないという、すいません、別紙4のところなんですけど、全く受け入れないということ想定して令和13年まで使えますよということになつとるとあるんですけど、これ本当にこういうことができるのかどうかですよね。皆さん今、委員がいろいろおっしゃったように、北九州のために貢献してくれとる企業もあると思いますし、非常に丁寧にやっていきたいと思しますので、これは答弁は要りませんので、丁寧にやってくださいということを要望しときま

す。

それと、別紙1のところで、西地区のしゅんせつ土砂の処分場、これが令和5年度で満杯になると書いています。それから、次期処分場はまだ使えないと思うんですけど、その間はどこか捨てられるところがあるのかどうか、それを教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 降下ばいじんの由来について説明させていただきます。

降下ばいじんと申しますのが、空気中に漂う全てのものを対象としておりまして、これが、ちりそのものの重さによって下に落ちてきたもの、または漂っている最中に雨にたたき落とされて落ちてきたもの、こういったものを全て含めて降下ばいじんと捉えております。ですので、中身としましては、委員から御指摘がありましたとおり、黄砂が含まれる場合もございますし、場合によっては道路の巻き上げによるちり、あとは公園や、あるいは学校などで使われている土のようなものを巻き上げたものが含まれる場合もございます。また、台風するときなどは海水が空気中に巻き上げられることがございまして、海に含まれる塩分が降下ばいじんの中に含まれることも往々にしてございます。そういったものが降下ばいじんの中身となっております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 土砂処分場の御質問に対してお答えいたします。

現在、響灘東地区の次期処分場で土砂処分場の護岸整備も進んでおりますけども、護岸の一部に開口部というのを設けまして、船で土砂を運んできて土砂処分場の中に土砂を捨てるということを、当面はそういう形で土砂を受け入れることを考えてございます。委員が先ほど述べられたように、既存の処分場につきましては今年度で大体受入れが満杯になりそうだということで、次期処分場につきましては暫定的に、早ければ今年度末ぐらいから土砂を受け入れて、最終的に護岸を閉め切るのを令和13年度ぐらいにやりたいと考えております。したがって、途切れることがないように土砂を受け入れられるということになります。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） ありがとうございます。降下ばいじんに関しては、私、趣味でメダカを飼っているんですよ。そのメダカの水替え用の水をいつもためているんですけど、そこには当然いろんなものが落ちてきています。虫も落ちてきとるし、ビオトープはこんなしてできるのかなと思うぐらい虫が落ちてきたりしとるんですけど、年々よくなってきたというんですか、それは私も実感として感じます。令和3年度が2.3、1平方キロメートル当たり1か月に2.3トン、ちりが落ちてきとると解釈できると思うんですけど、令和4年度が3.3になっていますけど、これは有意差があると考えてよろしいんですかね。もしそうであれば、5割ぐらい増えとるんですけど、令和4年度は何で増えたか原因が分かれば

教えていただければと思います。

○委員長（富士川厚子君）環境監視課長。

○環境監視課長 令和3年度と令和4年度の差なんですけども、これは、令和4年度につきましては明らかな原因がございまして、一つは秋口にありました台風の影響です。これによりまして、先ほど説明いたしました塩分の影響を大きく受けておりました。また、春先なんですけれども、鹿児島島の桜島の噴火の影響を受けて降下ばいじんの量が増えるという現象が確認されておりました、令和4年度は特にこの2つの現象の影響を受けているということを確認しております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）本田委員。

○委員（本田忠弘君）降下ばいじん、よく分かりました。北九州市が幾ら頑張ってもどうしようもない世界もあるわけですよ。それでもこんなふうになんて下がってきているというのは市が頑張ってきていただいているんじゃないかと思っておりますので、今からも頑張ってください。

それから、しゅんせつ土砂の件、分かりましたので、ありがとうございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございせんか。井上委員。

○委員（井上秀作君）すいません、産廃の話ではないんですけれども、一廃の、今、新規の申請の受付が平成27年3月いっぱいまで受付中止になっております。これは、どういった理由で受付を中止しているのか教えていただければと思います。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進部長。

○循環社会推進部長 一般廃棄物の許可の件でございますけど、もともと一般廃棄物は市町村に処理責任がございまして、そのやり方が、市町村が直接やる、直営でやるやり方、それから委託でやるやり方、それからそれを補完する意味で許可業者にさせるやり方、その3通りございます。現在、許可業者の数が市内の一般廃棄物の量を上回る収集運搬能力があるということで、今、止めているという状況でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）それは、行政裁量の中でそういうふうにしたということですか。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進部長。

○循環社会推進部長 そうでございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）今後参入したいって言われている方から、それが既に行政裁量を逸脱しているんじゃないかということで、要は営業の自由を阻害されているんじゃないかというような意見が出ていまして、それで、今後、民間の収集業務が拡大していくにつれて、そのあたりは増やしていくようなお考えっていうのはないんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進部長。

○循環社会推進部長 行政裁量の話がございましたけど、最高裁の判例でも、行政の裁量権の範囲内だと。逸脱していないというような判例もございます。今後の話でございますけど、今後のごみ量を見ながら、新たな処理が難しいような一般廃棄物が出てきたりとか、そういったことがあれば、新規許可というのは今のところ皆無ではないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 井上委員。

○委員（井上秀作君） 分かりました。申請をされる私業の方からそういうお話がありましたものですから。北九州だけじゃなくて、いろんなところで実際に申請がストップされているということは私も伺ってはおりますし、そこは理解できなくもないんですが、片や営業の自由についての憲法上の問題もあるんじゃないかというようなこともおっしゃられていたんで、そのあたりのところは、裁量権は逸脱していないということですけども、ケース・バイ・ケースで、そこが逸脱しているのか逸脱していないのかというところは裁判官のそれぞれの考え方によって変わってくるでしょうから、できるだけ営業の自由を認めるような形で、その中で適切な競争が行われるという形が私は望ましいのではないかなと考えておりますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。よろしく願います。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） もう質問が出ているので、重複しないようにとは思っているんですけど、私が思っているのは、以前にも申し上げておりますが、今のSDGsの時代に合った、マイクロプラスチックの調査とか、今の基準だけじゃなくて、もっと今の時代に合った調査基準、調査項目に変えるべきじゃないかと思っているんですが、それは国に要望されているんですかね。先ほど、課長からの説明では、環境基準の見直しは国に要望中ということなんですが、どういったことを要望されているんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 先ほどの説明の中で申し上げました国への要望につきましては、これは航空機騒音の基準の見直し、評価方法の見直しを要望しているところでございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） マイクロプラスチックの調査方法とか、学術記事には載っていたりするんですけど、それは市では全然やるつもりはないという、研究もされていないんですか。

○委員長（富士川厚子君） 環境監視課長。

○環境監視課長 マイクロプラスチックに関しましては、環境省から調査方法のマニュアルが出されております。これに基づきまして令和3年度から調査を始めているところでし

て、河川を対象とした調査を始めております。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）結果は。どこかにあるんですか。

○委員長（富士川厚子君）環境監視課長。

○環境監視課長 ホームページに、環境の速報値という形で皆様にお知らせをしているところがございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）それも今後は委員会で報告してほしいと思います。関心が高い項目なので、特に変わったところとかは、ここがこう変わりましたって言っていただかないと、ホームページをいつも積極的に見ているということはなかなか不可能なので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、うちの事例ではないんですけれども、今、報道で、北海道の地熱発電調査現場から大量の蒸気が噴出して、その中でたくさんのヒ素が、バルブの切替えを誤ってヒ素を含む濁水2,000リットルが出たとなっていてますけど、こういったものって、もし起こった場合にかかなりの影響が出るんですかね。

○委員長（富士川厚子君）環境監視課長。

○環境監視課長 今、御指摘のありました事象につきましては、大量というところが一つキーワードになるかなと思います。低濃度のものであったとしても、大量に出ましたら、影響を受ける側の人間にとっては影響が大きくなります。ですので、北海道のケースであれば大きいということは推察はされますが、それを判断する情報を今持ち合わせておりませんので、断定は避けたいと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）健康被害ってそういうときに出てくるのかなと思ったので、お聞きしました。

北九州市は大気汚染などの公害を克服して、今はよくなっていると思うんですけれども、門司区の高層マンションに住んでいる方から、洗濯物が汚くなるとかということ、苦情などをいただいていたんですが、それは降下ばいじんのことかなと思っているんですけれども、今、小倉の工場も住金とかもなくなりましたし、門司の数値というのはよくなっていると考えてよろしいんでしょうかね。

○委員長（富士川厚子君）環境監視課長。

○環境監視課長 門司区の中で降下ばいじんの測定を行っている箇所が、松ヶ江になります。新門司側になりますので、委員の御指摘の場所とは異なるかもしれませんが、松ヶ江の例で申しますと、市内の平均値よりも、全市平均よりも低い数値で推移をしておりますので、環境はいい状況が保たれているとは考えてございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君）私が見た別のやつだと門司が高かったのがあったんですけど、降下ばいじんは市内で一番、8ページの表6の降下ばいじんというのは令和4年度、一番高くないですかね。2番目ぐらいか。4.2。これとの関係はどう考えますか。

○委員（森本由美君） 環境監視課長。

○環境監視課長 失礼いたしました。令和4年度は門司区が若干高い数字となっております。これが、先ほど申しましたとおり、場所が松ヶ江地区で海に近いものですから、こちらでも若干海の影響を受けやすい場所ということにはなっております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君）松ヶ江じゃなくても、小倉北区にほぼ近いというのがありますよね、大里だから。だから、その、研究者じゃないから、もういいです。すいません。ただ、そういう苦情が出ているというのは考えていただきたいなって。松ヶ江だから関係ありませんという言い方は、先ほど吉村委員も言いましたけど、自分には関係ないんじゃないかなと思います。そういう問題があるということは、重く受け止めなければいけないんじゃないかなと思います。だから、もしそこのところの問題が測れなかったら、新しく測るところをつくったりとか、どうすればそこの実態を把握できるのかというふうに考えないと、それは数字がないから関係ありませんって切ると、私も気持ちよくないし、市民で困っている方に対してもそれは失礼なんではないかなと思います。いかがでしょう。部長でもいいですけど。今後の方針として、これだけだからいいんじゃないかって、そういう問題があるんだったら、じゃ、そこをどうなのかって考えるという頭が必要じゃないかなと思うんですよね。どうでしょう。今後の、マイクロプラスチックについても新しい環境の問題が出てきていると思いますので、そこのところを。

○委員長（富士川厚子君） 環境局長。

○環境局長 先ほど、吉村委員からもお話がございましたけど、個別個別というか、地域によっていろんな課題があると思います。我々もリソースに限りがあるのは事実なので、それをどう動かしていくかみたいなことは考えていかないと、と思いますけど、情報をお寄せいただいて、もちろん我々がしないといけないのは北九州の環境を守ることで、それが一番大事なことなので、それに向けて最大限努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。SDGs未来都市ということもありますので、新しい問題にも目を向けて、視野を広く持って取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございせんか。私も1点だけ、すいません。副委員長

と交代します。

(委員長と副委員長が交代)

○副委員長(河田圭一郎君) 富士川委員。

○委員(富士川厚子君) 新幹線の騒音ということで、今、局長も情報をお寄せいただいているということで言われたので、私も1点だけ、すいません。新幹線の騒音を調べられていますけれども、JRとか普通の在来線とか貨物は調べなくていいのかということと、観測地点も大体居住地があるところで調べられて北九州がここなんだろうなと思うんですけれども、小倉駅を出てすぐの長浜のところですね。あそこ新幹線の高架があって、その下に貨物が通って、鹿児島本線が通って、防音壁もなくて、とても騒音がうるさいですね。地域の方からもすごく、新幹線の音もしますし、そこが3つ通ったときの騒音というのは物すごい音になって、苦情をJRにも言われているそうです。けど全然改善にならないという部分で、そういうところが地点として追加できるのかとか、どうやってここを選定されているのかだけ教えていただけたら。

以上1点、すいません。

○副委員長(河田圭一郎君) 環境監視課長。

○環境監視課長 鉄道の騒音測定についてなんですけれども、これは在来線に関しましては基準というものが設けられていないということもありまして、環境基準が設けられている新幹線に由来する騒音を優先して測定を行っております。ですが、在来線につきましても音で困っていますという相談をいただくことがございますので、そういった場合には個別に騒音を測りまして状況を把握した上で、必要に応じて鉄道管理者に申入れなどを行っておりますので、苦情者の方のお話を聞かせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○副委員長(河田圭一郎君) 委員長と交代します。

(副委員長と委員長が交代)

○委員長(富士川厚子君) ほかにございませんか。

なければ、以上で本日は閉会いたします。

環境水道委員会	委員長	富士川 厚子	㊟
	副委員長	河田 圭一郎	㊟